

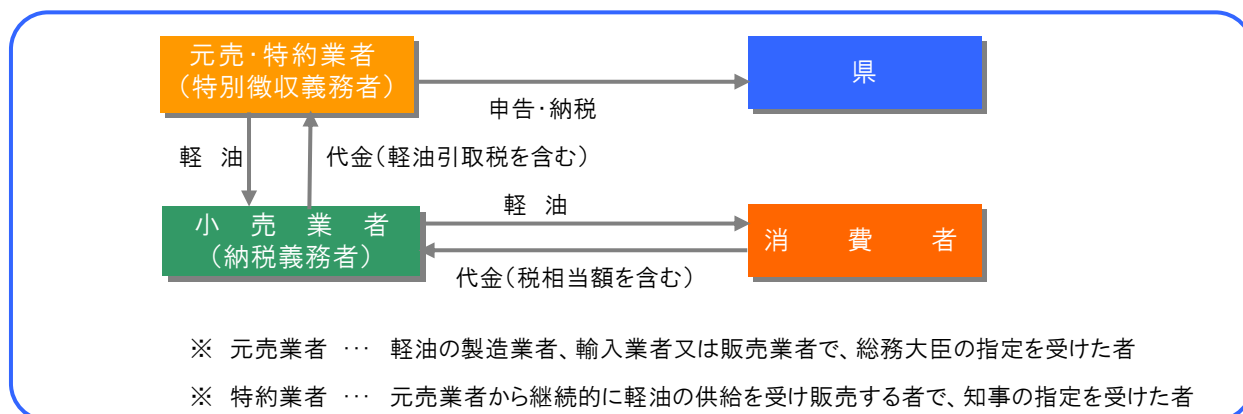
軽油引取税

県税のしおり
令和7年度

バス、トラック、ダンプカーなどの燃料である軽油の引取りに課される税金です。

● 納 め る 人

元売業者・特約業者から現実に軽油の引取り(購入)を行った人が、元売業者・特約業者を通じて納めます。



● 納 め る 額

軽油1キロリットルにつき 32,100 円(1リットルあたり 32.1 円)

● 申告と納税

元売業者又は特約業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

● 課税免除

免税の手続きを受け、次の用途に使用する場合に限り、税のかからない軽油を購入することができます。

- ① 石油化学製品の原料等の用途
- ② 船舶・鉄道・軌道用車輛の動力源の用途
- ③ 農業・林業用機械の動力源の用途
- ④ 鉱物の掘採事業・セメント製品製造業・港湾運送業・木材加工業などの用途

※ ②、③及び④については、令和9年3月31日までの購入に限ります。

※ 免税軽油制度を利用する場合には、事前に県税事務所に申請する必要があります。また、免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油の引取り等に係る報告の義務があります。

● 政令指定市への交付

県に納められた軽油引取税のうち、次の額が政令指定市(広島市)に交付されます。

$$\text{軽油引取税額} \times 90\% \times \frac{\text{政令指定市が管理する一般国道・高速自動車国道・県道の面積}}{\text{県内の一般国道・高速自動車国道・県道の面積}}$$

不正軽油は「作らせない!」「売らせない!」「使わせない!」

● 不正軽油に御注意！

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油や、密造軽油など不正な軽油のことで、軽油引取税が納められていません。

不正軽油の製造・販売・使用は、悪質な脱税行為であるだけでなく、公正な市場競争を阻害し、環境汚染や人体に悪影響を及ぼすなど、県民の生活や健康を脅かす悪質な犯罪です。



● 不正軽油の販売や消費には厳罰が！

悪質な脱税行為である不正軽油問題に厳正に対処するため、地方税法の罰則等が大幅に強化されています。不正軽油を製造・販売・使用すると、高額な納税義務に加えて、これらの罰則が科せられることとなり、会社の経営等にも計り知れない影響が出る恐れがあります。

○県の承認を受けずに、不正軽油を製造した場合

⇒10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 さらに、法人には3億円以下の罰金

○不正軽油の製造に使われると知りながら、資金・土地・建物・設備・機械・原材料・薬品などを提供したり、運搬した場合

⇒7年以下の懲役又は700万円以下の罰金 さらに、法人には2億円以下の罰金

○不正軽油であることを知りながら、運搬・保管・購入・斡旋などを行った場合

⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 さらに、法人には1億円以下の罰金

○不正な行為により軽油引取税を脱税した場合

⇒10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 さらに、法人には同様の罰金

○県税職員の検査又は採取を拒否した場合

⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 さらに、法人には同様の罰金

● 軽油引取税の不正をなくすために御協力ください。

県では、不正軽油の使用などによる税負担の不公平を是正するため、随時調査を実施し、納税秩序の確立に努めています。不正軽油の製造・販売・使用に関する情報は、『広島県不正軽油ホットライン』までお寄せください。

『広島県不正軽油ホットライン』

電話：082-423-5592 Fax：082-422-6938 E-Mail：zjhkeiyu@pref.hiroshima.lg.jp

又は県ホームページからの電子申請

(<https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/>)

スマートフォンをお持ちの方は右のQRコードを読み取ってください。

不正軽油は
許さんけん！！

